

松浦黨の發展及び其の黨的生活（中）

長沼，賢海

<https://doi.org/10.15017/2344405>

出版情報：史淵. 11, pp.15-62, 1935-06-30. 九州帝国大学法文学部
バージョン：
権利関係：

松浦黨の發展及び其の黨的生活 (中)

長 沼 賢 海

第四章 黨 的 生 活

前回に於て松浦黨なるものは、松浦源氏が中心となり、異姓の諸家を糾合して、理想上の一大氏族團體を形成したもので、事實上の一家一系の團體ではない所以を述べた。そして吉野時代から室町時代にかけて、屢々黨的會盟を行つて、聯盟規約を締結してゐる事を述べた。今進んで其の黨的行動の範圍、内容等に就いて考へたい。(前回と同様に以下松浦黨と稱するのは、下松浦黨のことであつて上松浦黨の事は次章に述べる。)

(一) 政治上に於ける黨的生活

松浦黨の黨的行動の範圍は、其の生活全體に及んでゐると云つてよい。換言すれば政治、法律、經濟等に及んでゐる。まづ其の政治生活にあらはれてゐることから考へよう。弘安十年十一月十一日、

前遠江守爲時といふ（恐らく鎮西奉行であらうと思はれる者）者から、幕府の政所別當と思はれる平左衛門入道（二階堂行忠か）に宛てた注進狀ともいふべき左の文書が、山代松浦文書の中に見えてゐる。

肥前國御家人、松浦一族御尉莊地頭等二十餘人、依所領一圓訴訟事、令參上之由、令申候之處、鎮西地頭御家人、不可參向之旨、去弘安八年十月十七日、被下御教書候之間、雖令相留候、彼輩訴訟難點止之由、依之敷申候、一族中、志佐三郎兵衛尉繼法師、有田次郎深法師、山代又三郎榮等、令參上候、以此旨可有御披露候、爲時恐惶謹言

弘安十年十一月十一日

前遠江守爲時（花押）

進上 平左衛門入道殿

事件の内容は詳かでないが、下松浦黨一族二十餘人が一同鎌倉に出席して、所領一圓の事に關して訴訟をなさうとしたのは、蒙古合戦恩賞に關することではあるまいか。恩賞に關する訴へと號しては穩當でないから、文面の如く所領の訴訟を名としたのではあるまいか。弘安九年十月十九日、幕府は恩賞に預るべき人數の交名及び田數註文を令し、其の分付方を少貳、大友兩氏に下知してゐる。（大友家文書）少貳大友は旨を奉じ、正應元年（弘安十一年）十月三日島津、志賀等、豊後、薩摩等の豪族に對して恩賞を配分してゐる。（諸家の文書に散見す）然るに蒙古合戦に依て最も損害を被ること多く、自然戦功も多かつた肥前の諸氏に對しては翌正應二年三月に至つて、始めて同國の神埼庄を分

配してゐる。惟ふにいよく恩賞の行はれんとするに際し、つひに彼等は黙止しがたく、二十餘人一揆して起ち、志佐、有田、山代の三氏を代表として参府せしめたものであらう。神埼莊配分が翌々年實現したのも、一は之れ等の運動が功を奏したのもと思はれる。二十餘人一揆して鎌倉に推參することを止めたのは、幕府が國防上萬一を恐れて、多數豪族が一時に参府して國防を忽がせにすることを止めたので、是非なく代表者を送つたのであらう。猶ほ蒙古の戦役と松浦黨との關係を、他の豪族とこの戦役との關係に比するに、少しく事情の異なるものがあつた。それは他の豪族の多くは、蒙古に依て侵略された土地とは、所領關係が少かつた。然るに松浦黨は直接自分の所領を犯された者が多かつたであらう。蒙古侵略の被害の最も烈しかつた壹岐國には、多くの松浦黨は土地所有に就いて關係する所があつた。此件に就いては、本年度の本會大會の講演にも愚見を述べた。他日更らに愚稿を披露したい。又平戸、五島方面も多少の侵略を受けたかも知れない。鷹島はいはずもがなである。従つて其の恩賞は他の豪族に對するものとは稍々趣きが違つてゐた。成程松浦黨は損害を被ることが多かつたかも知れないが、國家の爲めの功勞は直に自領の爲めの功勞であつたといはなければならぬ。併し事實被つた彼等の損害は他の者よりも多かつたと思はれるから、行賞には其の點も考へられたであらう。之れ等の複雑な事情が彼等の行賞を直ちには決し難く、それが松浦黨をして、一揆して訴へしめたものかも知れない。

其後何事候哉

抑肥前國松浦黨清、披、圍、知如、重平本可令安堵之由被仰、賜身暇、所令下向候也、且宮廳御使下向、關東遂問注候畢、其間事、定令申候歟、每事期後信候、恐々謹言

正治元十一月二日

遠江守御判

大藏次郎殿

右の書狀の差出人たる遠江守は北條時政であらうか。大藏次郎は鎮西奉行少貳（武藤氏）の被官でもあつたらうか。六波羅奉行の被官とする方が、文書の内容を解するに便利のやうに思ふが、大藏姓は九州に多いのであるから、矢張り鎮西奉行人の幕下の者と解すべきやうである。内容は松浦黨五家の者が一揆して鎌倉に訴へ出で、所領安堵を要請したことがあるらしく、幕府は其の請ひをゆるし、彼等の所領を安堵して歸國せしめ、別に松浦黨の舞臺である御厨莊の領家某宮の廳使を關東に下向せしめて、事件の内容について問注する所があつたやうである。而して事件の内容が右に述べるが如きものでなかつたとしても、此の文書に據り、松浦黨が武家政治の發展に際して、御厨の莊内に於ける彼等の所領に就いて、一揆して行動せること前々記弘安十年の時と同じであつたことを想定し得るやうである。壹岐吉野氏本松浦系圖に據れば、清は御厨執行、披は峯五郎、圍は山代源六であらうか。知、重平は同系圖等に所見がない。次に示す青方文書の一通は亦松浦黨の政治上に於ける黨的行動の一端を見はす恰好の史料である。

恩賞不足段、於于公方可被申之由事、不可有子細之旨、一族一揆所候也、恐々謹言

曆應二十二月廿五日

惜(花押)

知(花押)

青方孫四郎殿

前に述べた度々の聯盟規約は、公私に就いて、一揆の衆が獨斷、專行することを聽さなかつたのである。こゝに青方孫四郎が曆應年中、南北の戦に於ける恩賞に不平あり、之れを幕府(公方)に訴へんとして、豫め黨の評議に附した結果、一黨一揆として青方氏の新行動を承認してゐるのである。こゝに一揆を代表する惜と知といふ人物の系統が不明であるから、勢こゝにいふ一黨は下松浦黨といふ總一揆を代表してゐるのか、或は宇久黨といひ、青方黨といふ黨内の一ブロックを代表してゐるのか、不明である。多分後者に屬するものであらう。

又青方文書の中に、次の如き書狀がある。

松浦青方次郎四郎重、同神崎彌三郎能申、押留乗船糧米已下雜物由事、訴狀如此、早可被明仰之由、一揆所候也、恐々謹言

五月九日

篤尙(花押)

披(花押)

伊萬里又次郎殿

之れに對する伊萬里氏の返答書と思はれるものが、また同文書の中にある。左に之れを示さう。

松浦黨の發展及び其の黨的生活

〔青方〕次郎四郎重、并神崎彌（三郎）能（中）抑留乘船糧米由□□□去月十四日、御書下雖到來、□□不付本解狀候之間、不存知□□趣候、所詮、以何故、可令抑（留弊）□□船糧米哉、無跡形不實候、□□外非分訴訟之條、爲向後、可被處舒訴之咎、□□□□恐々謹言

正平九年七月十六日

源 建（花）

前の文書は青方重、神崎能の兩人の乗船を掠奪したといはれる伊萬里又次郎の非行に對し、松浦黨が一揆し、其の代表者たる篤尙及び披の兩人が、之れを伊萬里氏に對して抗議した文書である。伊萬里氏は松浦黨の有力なる一家であつて、伊萬里文書今に存し、山代氏とならび、境を接し、今の伊萬里町地方を根據地としてゐた強豪族である。神崎氏は能といふ一字名を稱してゐるところから見ると、松浦氏であるやうでもあり、或は特に松浦氏を稱して一揆に加盟してゐた者であるやうにも思はれる。併し他の文書にはあらはれて來ないから、自然其の根據地も判然しない。或は青方氏と共に遭難したので、一時的に加盟したものかも知れない。さて一揆が代表者をして、直接伊萬里氏に抗議せしめると同時に、探題か或は征西府宮かに訴へ出たらしく、前の文書に訴狀とあるは、それを指してゐるのであらう。征西府宮から書下を以て之れを伊萬里氏に通達し、その陳辯を求め、それに對する伊萬里氏の陳狀が、後の文書であるらしい。後の文書は正平の年號を用ひてゐるから、探題の文書ではあるまい。又伊萬里文書に貞和六年五月十三日附源授の軍注狀があるが、建といふ名は同文書には所見がない。或は建は授の一族か、猶ほ不明である。それはとにかく、伊萬里氏の亂暴（？）に對

し、損害を受けた青方氏等が直接伊萬里氏に私の交渉をなさず、黨として抗議し、黨として訴訟を提起してゐる。これ正しく彼等に依て度々締結せられた聯盟規約の條項が忠實に守られてゐるものと云はなければならぬ。

(二) 家督、財産等の相續に關する黨的行動

上記の如き恩賞に關する政治上の問題、又は一揆中の犯罪者に關する政治上の問題等の外、跡目相續、財産相續等に關する紛糾、その他網代に關する爭論等に就いて黨の處分が亦多く行はれてゐる事が、青方文書の中に見えてゐる。次の文書の示す宿浦の某人の遺跡相續は總一揆内の各ブロックの決議を經てゐることを物語つてゐる。そしてそれは可なり興味のものである。即ち有河、青方等五島西浦目の一揆に據て、右遺跡の處分は與、滿、續の三人の利運に決せられてゐたが、猶ほ青方中心のブロック（西浦目の人々）のみの決議を以てしては、頗る不安であるとなし、その隣接ブロックにして、最も此のブロックに關係の多い宇久島ブロックの承認を得てゐるのである。

宿浦かうあみがあとの事にて、有河、あをかたの人々の御さはくとして、^(條)せうく^(條)らきよ候といへども、なほもて心ゑがたきしさいらなど候之間、かさねてたう浦にまかりこゑ、しさいなげき申候ところに、宇久、奈留殿めんく御^(條)こゑ候て、御さはく候あいだ、たぶんおほせにしたがい候ぬ、たゞしもとまろと申候ふね一たんの事は、おて御^(條)さたあるべきよし、うけ給候あいだ、かさねての

御きた待申候べく候、所詮(向後)きやうこうにおきては、いかなるむねのきりしといふとも、めんくの御さはく方へ、あんないを申入候はで、(雅意)がいにかかせ候事、あるまじく候、仍こ日のために、押書狀如件

永徳三年七月十三日

與 在判

滿 同

續 同

中通島の西岸、白魚村の北に宿ノ浦あり、こゝに宿浦とあるはこゝであらう。宇久、奈留殿面々越え候てとあるは、兩氏は宇久島中心の一揆の代表的の者であつて、其の捌きは即ち宇久島一揆の裁斷なること勿論である。次に左に擧げる文書は宿浦の幸阿彌が跡に對して遺亂を加へた者は志佐氏なることを語るべく、自然五島西浦部一揆、五島宇久島一揆の決議は、更らに志佐氏を含む、總一揆の承認を必要とすると勿論である。こゝに與、滿、續、三人と宇久島、西浦部兩一揆との契約の成立した日、同日總一揆が志佐氏に對して其の承認を得べき事を、總一揆の代表として西浦部一揆と契約したものであらう。若し果してさうであるとすれば、一揆の組織が全體から部分へ、部分から全體へと、其の黨的組織機關が、確實にして有效なる機能を發揮してゐることが明かに示されてゐる。

宿浦の突出の屋敷、并その前のやしき以下事、今度たま／＼さんくわひ候間、さはくのむねにまか

せて、そのさたをきわめ、しき方にさいそくせしめ、りうむ(前題)のまゝ、さたしつけ申べく候處に、公私とり亂す時分にて候、以後一兩月中に、此人數參會候て、(虫喰)さたをきわめ、きんそくに、しつけ申へく候也、仍爲後日、押書如件

永徳三年七月十三日

安(花 押)

重(花 押)

覺(花 押)

西浦目人々御中

而して志佐氏は當時總一揆中の代表的勢力者であつた。抑々平戸松浦氏の大に起るのは室町中期以後にあり、山代の勢力は已に降り坂になつたときであつた。其の勢力家に對し、如何に總一揆の勢力を以てしても説得し難かつたと思はれる。これ公私取亂れの時分といふことを名として、一兩月の猶豫を定め、其の後急速(「きんそく」は急速なるべし)の處分を約したのであらう。以て又かうした聯盟の維持には、一面に於て多くの困難があつたことを物語つてゐる。

次に應永年中平戸松浦氏と青方松浦氏と、尾禮兩島の所務權につき紛擾し、宇久一揆の總領宇久松熊丸が主として和解に努力して、兩者の和議が成立したのである。普通ならば上司の判斷に任せられるべきものが、こゝには一揆一同の裁判に依て決せられてゐるのである。蓋し建武以後久しく征西府と探題とが對立し、豪族既に割據の形勢にあり、足利氏の威令が充分行はれなかつたので、此の種の土地所有權の争ひの如きも、關係者が武力に依て決定する外に道がなかつたのである。然るに一揆は

鎌倉時代以來の黨の精神に支配され、一揆一黨の衆議に依て此の和解を確定してゐるのである。

肥前國、宇野御厨庄、下松浦五島西浦目之内、鷗島、下尾禮嶋、兩島事

(五六字出)

平戸殿與青方殿、御爭論、將既及大剛候之間、宇久松熊丸相

兩島之事、於得分者、自先日相定候、牧并木場、畑以下者、兩方可爲相持之由、堅令落着畢、以

此下者、自分以後、何様之雖有證狀、相互御越訴、可有停止

(二字虫喰)

由、至于後々將來、御知行、

不可有相違由、一同押書之狀、如件

應永廿九年五月壬十三日

孔子 道 機(花 押)

(以下連署十五名中略)

奈留代 道 機(花 押)

道 應(花 押)

松熊丸

青 方 殿

猶鷗島は「わしじま」と訓むべきか、今之れに比定すべき島を發見し得ない。下尾禮島は宇久島の西南方の孤島美良島に當るか、不明である。道機以下道應に至るまでは宇久島一揆の衆であらう。松熊丸の名を最後に一段上げて書いてゐる所を見ると、其の外の者共は皆其の配下の一揆衆と思はれる。又宇久黨が特に兩者の和解に盡力したのは青方、平戸兩家に最も近い關係を有し、且つ其の島々

が宇久島に近かつたに因るものであらう。更らに考へたいことは、次に述べる通り、松熊丸は宇久黨一揆に擁立せられ、且つ又元服以前であるにもかゝはらず、青方、平戸兩家の争議に直接關係してゐるのは、勿論名のみであつて、實際は其の部下の一揆の衆議輿論に依て決せられたものであらう。此の契約狀には松熊丸の花押のないのも、正に其の證とすべきである。

單に政治、訴訟に於てのみ其の黨的行動が見られたばかりではない。總領の家の家督相續の如き、總領の一家限り處置すべきものであるが、それに對してまでも、黨的行動が確實に行はれてゐたのである。宇久氏の相續、山口氏の相續等に關する衆議一揆の契約狀等が青方文書に散見してゐる。左にかゝげるものはそれである。宇久氏の相續争ひの禍根を斷つため、宇久島一揆、西浦部兩一揆が合體して契約狀を作製したらしく、次にまづ擧げたのが、その契約狀であらう。

重契約宇久有河青方一諾條

□⁽⁵⁾度當浦のさくらんによて、此浦々のこらず、かたく神名をもてかきかへ、れんばむ候ぬ、尙以此人す、重而申定候所は、今より後、宇久殿の子孫とがうして、いかなる人出來候といふ共、此人すにおいては、一味同心の思をなし、松熊丸をとり立申、公私のつとめを、はげまし申べく候、就夫此かきかへの人すの中に、自然の事候はん時は、一人の身の上と、ふかく存、いさゝか、そりやくしん^(親)そのぎなく、一同に可申談候、いさゝか、此中のれんばむにつらなりながら、よ^(親)にんのとくをせん人は、此なかを、ながくひしゆつ、申べく候、

若此條偽申候者、日本六十餘洲、大小神祇、別而者八幡大尊、天滿大自在天神、志自岐大尊、當嶋鎮主神、嶋大明神、御罰を各可罷蒙候、仍起請文契約狀如件

應永廿年癸巳五月十日

道機(花押)

きた 智(花押)

あをしまくた 照(花押)

たかせ 覺(花押)

しのくま

授(花押)

はかき 武

(花押) あゆかは 昵(花押)

つゝみ

大榮(花押)

かみありかは

收(花押)

みのさき 覺源(花押)

あをかた

近(花押)

しもありかは

重(花押)

まゝを

勤(花押)

青方面々御中

この文書の署名者の主要なものは、有河(今有河村は中通島の中心部落にして、有河灣の灣尻に位してゐる。古の有河氏の根據地であらう)あゆかは(今青方村の南に相河あり。これあゆかは氏の根據地であらう)青方の三氏なるべく、西浦目一揆の代表的の者であらう。あゆ河氏は鮎河氏であらう。松浦文書類(平戸松浦家本)に松浦鮎川又六郎、(貞和八、九、十五)松浦鮎川六郎次郎信(正平十七、十、廿六)鮎川但馬守(應安六、七、十八)に宛てた文書六通ばかりがある。しかしそれがどこの鮎川氏であるかを決定すべきものはないが、恐らく五島西浦部の鮎川氏なるべく、此の文書のあゆかは隄と同家であらうと思ふ。若し果して然らば青方氏等と同じく松浦黨の一家として相應に活動したものと見られる。有河氏の文書は末だ所見に入らず、其の活動の跡を察することが出来ない。

さて又宇久黨の者も恐らくは此の中に這入てゐるであらう。そして此の文書を青方氏に宛てゝゐるのは、青方氏は宇久青方氏なること前稿に述べた如くであつて、青方氏は宇久氏の分家にして、西浦目の代表的勢力家なるが故であらう。次の跡目相続に關する文書も、普通ならば山口彌三郎一人の讓狀でよいわけであるにもかゝらず、さづく以下七人が署名してゐる。七人は青方一揆の代表者であらう。白魚氏は中通島の南部の西海岸にあり、青方氏の分族であることも前に述べた通りである。

やまくち殿のしそく、や三郎殿、しそんなきによつて、おん阿みたぶの、おき狀のまゝ、しろいほの三郎二郎殿に、ゆづり候事じつなり、しゝそんぐにいたるまで、ちぎやうあるべく候、もし三郎次郎殿のしそんなくば、あゆかわ殿に、ゆづる(符)られべく候、浦中にたれぐちぎやう候共、山口殿を一人いやしきに御そだて、あるべく候、よて五日(後)のために、ゆづり狀くだんのごとし

えいきやう九ねん三月八日

山口のや三郎(花押)

さつく(花押)

きよし(花押)

たうしせん(花押)

のふつな(花押)

あつむ

(花押)

すゝむ(花押)

(三) 經濟的生活殊に漁業に關する黨的理想

人間の生活に協調的、社會的分子の最も必要とせられるものは、其の經濟的方面であらう。故に松浦黨が黨的生活を最も要求したのも、其の經濟的生活方面であつたやうである。次の文章は彼れ等の

生活が經濟上いかに社會的に規定されてゐるかを見るに恰好の資料である。前條は御くうじ（御公事か、但し公事訴訟の意味ではなく、何か公事に依て行はれる集會振舞などを指すのであらう）の費用の内半分は公事を行ふ主人公の負擔とし、あとの半分を浦中一揆の出發と定めたものらしい。之れ屢々の會盟で契約された聯盟の精神に據るものであつて、此の文書中にも特にこゝに言及してゐるのである。

其の文書に

一、せん日、こうしについて、うらのうち、あいたがいに、御くうじの時、さしあはせあるべき事、かさねてあらため申候也、しぜんるときは、そのぬしかうはんぶん□□又ははんぶんは、浦の中として、よりあい申候て、れうそくを、かうりよく申べく候、きやうこうにおいても、このむねをまふりて、一人のだいじの時は、一とうの大がうとぞんずべき也、もししぜんさせざるしき候はんときに、かのけいやくのまゝ、おてそのさたをいたし申べく候也

一、くばうのさつしやうの時は、そうりやうはんぶん、又うらのうちとしてはんぶん、これを先日のおふそのさだめられ候まゝたるべく候、よて爲後日、けいやく狀如件

應永十八年太一五月十六日
辛卯

讚（花押）

榮 二（花押） 昵（花押） 近（花押）

文中大がうとあるは大剛にて、一大事の意であらう。後條の「くばうのさつしやう」は「殺生」

か、「雜餉」か、「雜掌」か明かでない。「公方の殺生」ならば公の爲め、味方に損害のあつた場合と解すべく、「公方の雜餉」ならば公の爲めの宴會などのあつた時と解すべく、雜掌ならば公方の爲めの何か雜事務の費用とでも解すべきであらう。何れにしても浦中の一揆衆と、浦中の一揆の總領とが半々づゝを負擔するといふ規定らしい。いかにも相互扶助的な社會的な規定といはなければならぬ。「先日のふその」は「先日の父祖」の義か、或は「先日曩祖」の義か、何れにしても、かゝる規定も以前からの規定と見られる。恐らく此の時には此の規約を新たに於て、一揆の黨的生活を鞏固にしたものと見られる。

海上住民の生活には社會的共同生活の主義を含んでゐる分子の多い事は、諸種の例を擧げることが出来る。而して其の原因として多くの箇條を擧げることが出来るが、今其の主要なるものゝ一として考へられる事は、互ひに共同の海を生活の要素としてゐるからの事であらう。併し其の海も一度漁場となると必ずしも共同的のものでなく、特種の所有權の存在がなければならぬ。而して漁場の境界を判然と定めることは、土地のやうには簡單でない。又其の所有權の相傳賣買も、土地のそれの如くには判明し難いものであるから、自然漁場の境界争ひ、所有權争ひといふものは絶えないものである。故に海は海上住民をして共同生活を爲さしむる爲めには大なる誘引ともなり、又障害ともなり得るのである。言ひ換ふれば、部落紛争の原因となり易いのである。こゝに松浦黨の黨的生活に關し、漁業に關するものが、最も多く青方文書に存するのも偶然ではない。

漁場争論に關する資料は、漁村には甚だ多いものであるが、それは殆んど近世に限られて居り、中世に於ける此の種の史料は多くないのである。殊に室町以前のものに至つては、管見に入るものが甚だ少い。青方文書の中の此の種のもは、漁業關係文献としても、稀有のものである。以下之れを年代順に紹介し、それ等にあらはれてゐる彼等の黨的生活の説明を展開させてゆきたいと思ふ。

まづ最初の文書は青方覺性が賣却した網代に關し、直、進の兩人と、能政といふ者との相論に關し宇久、有河兩氏が主となつて、宇久、青方の兩一揆の衆議に依り和解せしめた際の判決状である。那摩とあるのは、今も中通島の北邊に那摩灣あり、赤濱は今も那摩灣の更らに北方に赤波江あり、こゝか。「數家」も地名であらうと思はれるが、現在の地圖に比定すべき所を發見し得ない。

(原書)

方覺性沽券狀等、直、進与□能阿相論、赤濱網代事、聊及□論之間、宇久、有河爲左博令談合、兩方理非於以、和談之儀、直、進方_レ□赤濱參番網代、并那摩内波解□之崎網代、數家之前倉網代等、一円_レ沙汰付畢、但赤濱者、又六番_中可□直、進方、此上者、於向後、可被成一味同心之思也、若以非分之儀、重及異論、背一揆之治定之旨、有違篇之儀者、任請文事書旨、違犯人_ニ於、宇久有河中於、永可擯出之狀、如件

正平廿一年八月廿二日

孔子
次第

授(花押)

全(花押)

高(花押)

荅(花押)

覺(花押)

常阿(花押)

實(花押)

次に示す文書の意味は明白でないが、恐らく以下説くが如きものであらう。青方、あゆ河兩氏が

ひ／＼の境目に居た（相河、青方は南北に境を接してゐた）兵衛四郎が網一條の漁業権を買得した。然るに青方、あゆ河兩氏之れが所務即ち支配權（自ら收稅權を含めるか）に就いて相争つた。こゝに於て西浦目の一揆が衆議して仲裁裁判をなし、あゆかは氏に對しては、二度に四十八貫文を支拂はしめ、以後の所務に對して異議なからしめたものらしい。其の文書は

たがい／＼の、さかいのひやうへ四郎どのに、あみいちでう、ところおきはらず、ひかれ候へと、さり申されて候ところに、あお方どのと、あゆかわどのと、（所懸）そむのわづらいになり候ほどに、うらのうちの人手、よりあい申候て、さはくつかまつり候て、りつすゆものこさず、ゑいたいおかぎて、にどに四十八くわんもんに、うらせ申候□□

一、あゆかわどの、しそんとして、いさゝかいらん、わづらい申され候まじく候、もしいらんわづらい申され候はんときわ、このしやうおもて、しゝそん／＼にいたるまで、御ちぎやう候、よてこうせうのために、さはくじやう、くだんのごとし

おうゑい二ねん十二月十八日

おん阿（花押）

ほむる（花押）

いさむ（花押）

おうかく（花押）

そんかく（花押）

れう阿

（花押）

青方、あゆ河二氏は西浦目の有力者ではあつたが、部下の一揆衆の仲裁裁判には従はなければならなかつたのであらう。右の事件と同じやうな漁業権の争ひがまた兩氏の間に起つた。それはやゝ問題

が大きかつたと見えて、西浦目の他の有力者であつた有河氏が一揆衆とともに仲裁裁判をしてゐるのである。左の文書について見よ、委細がわかる。

せん日あをかたどの、あゆかわどの、こあみの、御ろん候ほどに、ありかわ、われらが、うらのうち、よりあい申候て、さはく申候ところに、うきうおの、御ろん候あいだ、しよせんさかい

お、さし申候、おをかたどの、御方は、こぎてさきのうらお、うきうお、御ひき候べく候

一、ほかのばんだての、あじろの事は、せん日のばんだてのまゝ、御ひきあるべく候、すゑがすゑまで、御ろんあるまじく候、さてご日のために、あつしよじやう、くだんのごとし

おうゑい五ねん七月六日

穩阿(花押)

しる(花押)

一、ばんだての事は、うお候はゞ、ひがわしに、御ひき候べく候、又うおみゑす候はゞ、二日はざまに、御ひき候べく候

いさむ(花押)

りやうゑ(花押) おゝかく ゑかく ほむる さたむ かく阿 れう阿(花押)

日附の下に署名せる穩阿、しるの兩人は、仲裁者であらう、又追て書きの如き一條の奥に、連署せる者は有河以下浦中の一揆衆の代表者であらう。

次に示すものは争論の兩當事者の名があらはれてゐないが、多分青方氏、相河兩氏に係はるものであ

らう。仲裁條項の内容は争ふ所の二箇所の網代を、年毎に交代使用するといふことである。即ち浦の網代とふたつがはらの網代を一年毎に交代して使用するといふことである。此の網代は二つとも兩氏の領海の境目にあるものであらう。

此ふたつのあじろの事は、まいねんうらかゑ、御ひき候べく候

勇(花押)

ゑふくろかますあぢろの事、一所浦、一所ふたつがわら、此りやうあじろの事、まいねん事むつかしく候間、すゑまでわづらひあるまじく、候はんために、一ねんかわしに、うら、ふたつがわらのあじろを、一づゝ、いつまでも、御ひき候はんに、わづらい、あるまじく候ために、りやうはうに(押)あつしよをしたゝめ、しんじ候、たゞしたきのしたは、うらのあじろにくゑ候也、よて爲後、あつしよのじやう如件

應永七年二月九日

勇(花押)

昵(花押)

覺源(花押)

穩阿(花押)

禪源(花押)

成景(花押)

青方殿

次の文書の法的内容は浦中の百姓なみに、かます網(鮪を捕る網の意か)一反網(不明)二網(不明)二人前を、ますだといふ者に與へる事に決定したものである。之れに就いて争論の一方は青方氏

であり、他方は不明であるが、何れ浦中の有力者有河、あゆ河、等の中の一人であらう。從來の文書もさうであつたが、特に此の文書には、かうした浦中一揆の合議裁斷は、文書にあらはれた理非の詮議に依て決するよりも、村中は即ち兄弟中であるといふ理想に生きることに努めたものである。法律的な理非の判斷に就いては或は正當を失ふやうな事もあつたらう。けれども一揆一黨は全く村の平和のため、私の利害關係を忘れて以て、披瀝した誠意に對し、爭論者双方も同様の精神を以て之に應へてゐるのである。これ實に、多角形的な、複雑な内容を有する松浦黨が、一黨一揆として、兎に角若干年間、よく團體を維持した精神のあらはれとして、これ等の文書には大なる興味を感じずにはゐられない。其の文書といふのは、

かますあみ、一反あみ、こあみの事に付て、ま□□□どのと御ろん、なんぎにおよび候間、まづたうざの御ろんを、やめ候はんために、この人すよりあひ申候て、もんしよのりひをも、さしをき候て、一み申はからい、申候間、さだめてみのれうけんも、ちがふべく候へども、しきよくをぞんぜず、條々申しわれ、さおいなく、御返事にあづかり候、まことにもてしかるべく悦存候、隨而かますあみふたりまへ、一反あみふたりまへ、こあみふたりまへの事、ひやくしやうなみに、べちぎのみちをもて、申うけ候て、ますたどのに付申候、しかりといへども、ますたどのあみにいれられ候はんしもべども、ひぶんのかうぎなどを、しだし、とくぶんに付てさまたけある事候はゞ、いくたびもこの人すに、うけ給候て、御わづらいに、ならぬやうに、はからい、申べく候、尙々一むら

と申ことには、御きやうだいの御事に候間、もんじよのりひをさしおき候て、べちぎの所まう申候ま、御いさをいなく候條、返々この衆中におきて、悦喜申候、仍爲後、押書狀如件

應永七年二月九日

孔子
次第

篤(花押)

讚(花押)

昵(花押)

道覺(花押)

覺源(花押)

存覺(花押)

禪源(花押)

押) 穩阿(花押)

成景(花押)

青 方 殿

次に示す文書の法的内容は頗る共產的な意味が多い。かせの内外といふかせは鹿瀬とでも書くものか、凡べて五島及び肥前の地方の海上には、瀬が到る所にあり、航海には恐るべき難所であらうが、漁業には大切な網代が瀬の附近に存在する事が多いのである。第一條は、か瀬より内の海面では、先日定めた規則に従ひ、それより外の海面では日替へに交代して網を引く事を定めてゐる。第二の簡條は急に魚族の襲來を見て網入れをする場合、偶々當番の者の網のない場合には、青方、有河互ひに網を融通し、漁獲は當番の者の収入と定めてゐるのである。第三條は漁期になり、網入れをしやうとして、待機せる際、魚類が游泳して來るのを見届けると、先きを争つて網入れをする。其の際網を先きに引出した方を一番とし、若しそれが青方氏の網であれば一番青方、二番有河となつて其の翌日の網をひく時は交代とするを定めてゐる。第四條は解し難い。總じて規定は一方的な、不平均な、差別的な點がなく、いかにも共同的で、共榮的である所に、兩者の間の平和の絶対永續を期してゐること

を看取し得るのである。前の文書に就いても述べたやうに、一揆の部落はこれ兄弟の間柄であるといふ黨是に従つて、衆議一決してゐるのである。たゞ衆議に依て甲乙を正して判ずるといふよりは、道理に従つて曲直をさばくといふ、一家一族の和親に立脚して聊かの、私なく、互ひに己れを空しうして、以て一揆の平和を維持するといふ所に重きを措いてゐるのである。こゝに少しく他の參考史料を紹介して置きたい。青方文書の康永三年五月二十四日孫鬼丸と沙彌圓心とが連名にて白魚の沙汰に關してなした契約狀がある。其の文面に「けいやく申候うゑは、これの大事はそれの大事、その大事はこれの大事とぞんぢすべく候、依しやらいきけいのために、けいやく狀如件」とある。恰かも融通念佛の信仰に、一人一切人、一切人一人と稱するが如きものである。自他一體であり、我汝一味であるといふ理想である。かうした理想の手近い實現は親子の關係であり、家族の關係であり、兄弟の關係である。それを今一黨一揆の上に實現することを黨是としてゐるのである。しかも親子の關係といへども、また黨的法規の上では、他人と他人との關係に比せらるべきであつた。謂はゞ法律を以て情誼を抑へ、情誼を以て法律を制するといふゆき方をしてゐる。文字通り情に訴へるとともに理を盡して松浦黨の一揆を圖つたものである。前の文書にもそれがよくあらはれて居り、次の文書にも亦よくそれがあらはれてゐる。

(前略)

一かせのうちの事は、せん日の御さだめのまゝ、みあいひにひかるべく候、かせよりほかの事は、ばん／＼に日がゑに、ひかせらるべく候

一もしあゆかわ殿御あみ、ありあい候はざらん時は、あを方殿御りやうのあみもて、あゆかわ殿御方、ひかせられ候て、とくぶんは、あゆかわ殿につかはされ候べく候、又もしあを方殿御りやうのあみの、ありあい候わざらん時も、あゆかわ殿御りやうのあみをもて、あを方殿御方をひかせられ候て、とくぶんは、あを方殿につかわされ候べく候矣

一あみのまづいできて候はんかたを一ばんに御さだめ候て、一あじろをひかせられ候て、つぎの日より、日が多にひかせられ候べく候矣

一あじろまはりの事は、あみをくられて候はんさきの日より、御さだめあるべく候矣

右かくのごとく、われ／＼さんはく、申候むねにまかせて、永代をかぎて、御ちぎやう、あるべく候、よてあつ(押巻)□狀如件

應永十九年正月廿九日

孔子
次第

重(花 押)

(以下七連署名略す)

次の文書も青方、あゆ河兩氏の網代の網引きの紛議を解決した契約狀で、場所は不明であるが、兩者は十五日交代となし、青方氏の権利を今明の二年間を限り、衛門二郎が所有することを定めてゐるのである。かやうな些細な事に至るまで、一揆中として裁斷してゐたのである。

あをかたど(詰河)のとあゆかわど(御)のと、こあみのあみかたの御くうじ□□この人す一どうによりあい、申さだめ候だん□□五日はあをかたどの、十五日はあゆかわどの、御ひき候、□□たゞし、あゆ

かわどの、十五日のうちを、あじろに一よ〔 〕ろ、ゑもん二郎に、こんねんのたつのとしより、みやう〔 〕のとの□のとしのほど、このまゝゑもん二郎ひくべく候、〔 〕うに□定候、よてのちのために、しやうくだんのごとし

おうゑい十九ねんたつの七月廿八日

大機(花押) (以下七人連署名略す)

□(唐)方殿

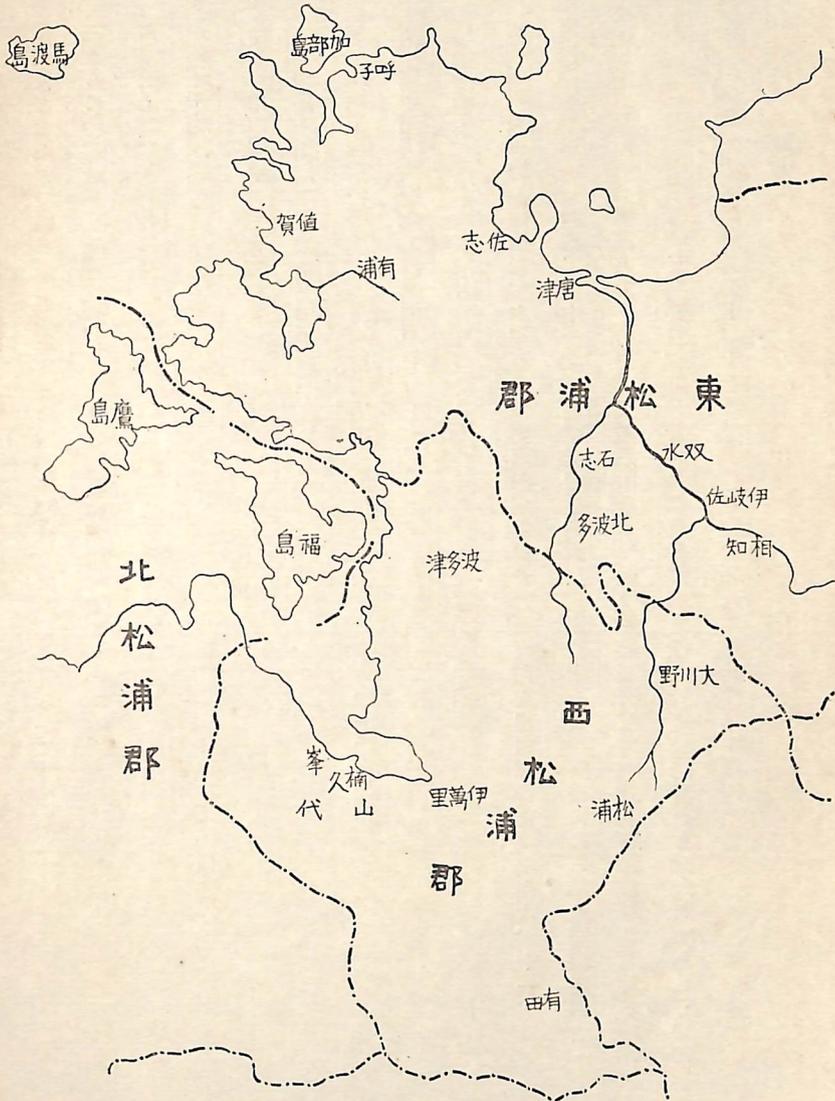
御内參

第五章 上松浦黨の諸氏

(一) 斑 島 氏

近時、切支丹島といふので名高くなつた斑島の豪族斑島氏の古文書が斑島文書(一卷)の名を以て東京帝國大學に藏せられてゐる。又相摸に有浦といふ舊家が二家あり、何れも家の文書を所藏してゐる。而して此の三文書は初め一緒にしてあつたのが、後分藏せられたものと思はれる。三文書互ひに交錯して居り、分散して終つたものもあるやうである。三文書合せて百餘通あり、宛名は斑島氏、有浦氏、波多氏、佐志氏等まち／＼であつて何れも上松浦黨の家々に屬して居り、其の中の何れかゞ根本宗家となり、他は順次分派したもののやうである。而して之れ等數氏の分布した地理的範圍は肥前松浦半島の西方海上の孤島斑島(今馬渡島と書す)から半島全部にかけ、更らに唐津の南方一帯の田

圖地要家諸黨浦松上



園に及んでゐるのである。以下三文書に就いて諸氏分派の跡を詳らかに考へて見たい。

三文書の中、最も古いものでも、鎌倉時代の中頃以前には上らない。則ち弘安九年の幕府の下知狀を最古とし、以下鎌倉時代の文書が數通あり、皆斑島氏に宛てられたものである。吉野時代の文書にも猶ほ若干斑島氏の名が見えてゐる。今以下三文書にあらはれた斑島氏の氏名目錄を左に示さう。
(括弧の中は文書の日附である)

斑島右衛門三郎淳(弘安九、十、廿九)

斑島源次郎行覺原(原の名は有浦系圖に依て捕ふ(元應元、七、日)

斑島源次入道跡(嘉曆元、七、十七)

斑島源次入道後家(嘉曆四、五、廿)

斑島源次納(元徳三、十、廿三。曆應四、三、廿七。貞和五、六、廿六。貞和六、十一、日。

觀應二、十一、廿一。此の外建武二、正、十一日の文書にある「松浦斑島源治」も同人であらう。又數通の文書にたゞ松浦源次、又源二入道とあるも同人であらう。又觀應三、九、廿四日の文書に斑島源次入道行法とあるも同人であらう。)

斑島源六淳(建武元、七、十七。建武三、三、廿六。建武三、六、日。康永二、七、廿五)

斑島女地頭(正平十九【貞治三】十、廿二。應安四、七、廿二)

斑島地頭代左近大夫(應安五、二、日)

松浦斑島米壽（正平廿五、應安三、五、八）

右の目録に據り、淳、原、源次入道後家、納、淳、斑島女地頭の順序を以て斑島氏は鎌倉時代末から吉野時代にかけて相傳したであらう。而して斑島氏が初めて斑島に土着した年代は素より不明であるが、同島の請所となつた沿革は左の文書に依て明白である。

肥前國宇野御厨庄斑島□□下□□如雜掌円空今月十四日□□斑島請料用途毎年貳貫文、□□水手用途毎年五百文、建治以來可遂結解之由、被成御下知□□安以前者、他人知行也、同二年以後□□年先雜掌并沙汰人等請□□未進分皆納云々、被尋之處、如同十六日請文者、十四日出皆納狀畢云々、可被存其旨、仍執達如件

嘉曆四年五月廿日

修理亮（英時）（花押）

斑島源次郎入道後家

此の探題英時の御教書に據て斑島源次郎が斑島の請所となつたのは、弘安元年で、同二年以後の未進の請料二貫文、水手料五百文を累計して莊園の本主に皆納すべきことを命じたが、其の時既に斑島氏が其の役を果してゐたことがわかる。かく斑島氏が同島の請所となつたのは、かねてから其の島に土着してゐたものか、或は此の時此の島に新に入部したものか、三文書の中に徴すべきものがない。思ふに弘安の請所補任は或は文永の役の恩賞であり、かつついで起るべき蒙古の變に備へんとする爲めに行はれたものであつたかも知れない。白井文書に次の如き大友頼泰の御教書がある。

筑後國御家人守部彌次郎盛通、同四郎盛時、同六郎光盛等申蒙古合戰事、申狀如此、任實正、載起請詞、可令申左右給、仍執達如件

建治三年七月五日

賴泰(花押)

斑島右衛門三郎殿

とある。筑後の御家人守部氏は斑島氏と與に博多方面に於て戰つたものか、或は守部氏は斑島に渡つて斑島氏を援けて戰つたものであつたらう。後守部氏は委細を軍注して恩賞を請うたに對し、幕府は其の實否に就いて斑島氏の請文を徴したのが此の文書である。之れに依つて斑島氏は文永以前に斑島に土着して居り、文永役に參加してゐる事も明瞭であり、斑島の請所となつたのも、文永の勳功に因るものであらうといふ先の愚考はやゝたしかめられた感がある。斑島氏の所領は貞和六年十一月日附の納の言上狀に據れば、斑島、肥前國赤木(田畑在家)同國塚崎庄(杵島郡)中村(田地屋敷)同國神崎庄(神崎郡)田久田(田地屋敷)同國千栗島(田地屋敷)筑前國岩戸郷(筑紫郡)中原(田地屋敷)等の數箇所に及んでゐることが解る。觀應三年十一月一日附け、一色賴行入道道猷の松浦斑島源次宛て肥後天草郡志岐浦地頭職の預け狀がある。孤島に割據してゐた斑島氏が東西に活動し得たのも偶然でないことがわかる。又こゝに注意すべきことがある。それは其の所領が斑島以外は皆松浦郡外にあることである。この事は斑島氏の家系を探究する上に重要な事實であるから、特に云ひ及んだのである。

(二) 佐志氏の諸家

斑島氏の條に紹介した斑島及び兩有浦の三文書の中に、佐志氏の文書が多く混じてゐる。其の中で曆應三年十月日の松浦佐志源三郎源披の軍注狀が一番古い。觀應二年十月日の文書に松浦波多源藏人源披とあるも同人らしい。又觀應元年九月十四日幕府の下知狀に佐志源藏人披とあるのも勿論同人であらう。又觀應三月八月二十八日文書に松浦源藏人披とあるもさうであらう。又永徳二年十二月十一日の文書に佐志有浦藏人披とあるもさうである。然らば佐志披は時に波多を稱へ時に有浦を稱へてゐる事もわかる。

又永徳二年七月十六日の文書に佐志寺田勇と見え、永徳七年十月二十五日の文書に佐志寺田阿防（或）次郎と見えてゐる。然らば佐志氏にして又寺田を稱する家もあつたと思はれる。

佐志氏を稱するは康安元年十一月二十三日附外三通の文書に松浦佐志菊壽と見え、貞治七年七月十二日の文書に佐志興三、貞和四年十一月四日の文書に松浦佐志二郎、五月二十八日今川仲秋の書狀に佐、志壹岐守卯月九日少貳冬資の書狀に佐志次郎三郎と見えてゐる。之等は佐志宗家の人々であらうか。考ふるに波多、有浦、寺田の諸氏は恐らく佐志氏から分派したものであらう。兩有浦文書を見るに、文祿の頃の文書と思はるゝ長束政家の九月九日附の書狀に、有浦大和守殿、有浦伊賀守殿、鶴田太郎左衛門殿、值賀伊勢守殿とあてゝある。十二月四日附さ志某の書狀に「ありのうらやまと殿、同

六平次殿、ちかいせのかみ殿、ありのうら宗珊殿」とあてたものがある。當時猶ほ佐志氏の外に、有浦兩家、鶴田、偵賀、寺田の諸氏がならび存在してゐた事がわかる。而して之れ等のうち志佐、有浦、偵賀、波多、鶴田の諸地は、何れも東松浦郡の松浦川以西、西松浦郡伊萬里以東の兩郡に跨る地方に存在して居り、昔の松浦莊及び其の附近に當つてゐるのである。

(イ) 波多氏 佐志藏人披は斑島源次納と略ぼ時を同じうして活動せると多數通の文書に依つて知るべく、康安二(正平十七)年十一月三十日附け松浦波多久曾壽丸の言上狀に據れば菊池武光が北上して奮戦するや、少貳、大友、斯波の諸氏は大敗し、久曾壽丸の父披及び兄の諸浦二郎三郎強も、ともに筑前片岡に於て討死してゐる。此の久曾壽丸が祝と名乗り(有浦系圖)後圓融院の永和二年十月七日の宣旨に依つて、大和權守に任ぜられてゐる。そして波多村の地頭に任ぜられたらしく、既にして間もなく死したものが、康暦元年十月四日九州探題今川了俊の波多大和權守殿跡とあてた御教書には、肥前國波多村地頭職を、相傳の文書に任せて安堵してある。之れに依つて披の子久曾壽丸の系統が波多氏となつたことが分明である。

(ロ) 有浦氏 曩に披とともに討死した強の子である與が有浦の地頭となり、與の死後女地頭が出来たらしい。至徳四年十月十日今川了俊の御教書に、筑前國井田原の下地を松浦有浦女地頭代に附すべき事を令してゐる。之より先、幕府は與の亡父跡式相續に對し、祝といふ者の女子が故障を申し立て、それに對して探題では双方に對して證據書類の申告を命じた。其の文書は上松浦黨の黨的生活に

も關するものであるから左に之れをかゝげやう

佐志有浦藏人披跡孫子次郎三郎與申、肥前國松浦有浦亡父強跡事、於披、強一所爲父子討死跡候間、子息與知行不可有相違候處、祝女子押置文書、致違亂之由訴申間先度被成問狀之處、不及請文散狀云々、太不可然、所詮兩方相傳趣、實正載起請之詞、可致注進申之狀如件

永徳貳年十二月十一日

沙彌御判

上松浦一族御中

とあり、こゝに故障を申し立てた祝の女子の請文も問狀も兩有浦文書に所見がない。恐らく與が有浦強の後を承け、それが有浦氏として後世につゞくのであらう。

(ハ)有浦氏の別系　こゝに與の相續に對して反對した祝の後家の家系は與及び祝の家系と異なる佐志の一派であるらしい。明徳四年十月日祝の後家代定慶及び祝の氏女代定慶(後家代と同人)のそれぐゝ同文の訴狀がある。其の要點を示せば、

右於波多村者、爲累代相傳之地、自波多三郎勝、源太巧令相續、迄于祝母相續之段、代々手繼等明白也、隨而於肥後國坂井原御陣、氏女下賜一圓安堵御下文、成入部之思刻、佐志壹岐守長友亡之間、乍含愁鬱于今聞之處、武井舍弟不願押妨自由罪科立、返氏女違亂之由、掠申之條希代濫訴也、爲上裁無相違雖令安堵氏女當知行之地者、壁島泉村許也、偏有名無實歟(前後略)

とあり、こゝに波多村とあるのは波多村内の一跡たること勿論である。そして波多村其の他を勝、巧

が相傳し、それが巧の女即ち祝の妻であり、氏女の母である者に安堵せられ、更らに當然それが氏女に傳はるに對して、武等が違亂を致したといふことになるのである。此の家は有浦松浦系圖に據れば松浦源三郎繁より出で、一は披の家となり、一は勝の家となるやうになつてゐる。其の所領が波多村、其の他多くあつたものが、今は僅かに壁島と泉村とばかりになつたと右の文に見えてゐる。泉村は今不明であるが、壁島は加部島又は神集島カシヒにして、呼子、名護屋の對岸にあり、有名な田島神社のある所、名護屋灣の灣口を塞ぐ要地である。南は波多村から北は此の島に至るまで郡内諸所に所領を有してゐたやうである。この家は佐志の一黨としては有力なる一家であつたらう。

(ニ) 佐志氏 右に引用した文書の中で注目すべき一句がある。それは佐志壹岐守長が夭亡の爲め、所領相傳の事本意の如くならなかつたやうに述べてあることである。この文言に依て當時佐志氏が宗家として、惣領として存在せる事が明瞭である。五月二十八日附今川仲秋が「井口某の預り所であつた筑前國怡土莊内永野宇美領の半濟の事に就いて「佐志壹岐守」と宛てた書狀がある。恐らくこゝにいふ佐志壹岐守長の事であらう。壹岐守と稱する所を見ると佐志氏の勢が漸く壹岐をも指揮するやうになつた事を物語るものではなからうか。兩有浦文書、斑島文書等は佐志本家の文書を多く傳へてゐる筈がないのであるから、之れ等に據つては佐志氏の形勢の推移は不明である。併し戰國時代の末期になつても、猶ほ佐志氏の總領家た資格がまだ遺つてゐた形跡がある。

前記佐志某から有浦大和、外三人に宛てた文祿の役の頃の文書と思はれるものがある、その中に、

「態申候、仍いきかざもと（壹岐風本）の御城御番にかきたて申候間御かはり候て正月より御つとめ可有之候、何もやがて明朝可申候條、其比可申候」とある。佐志が惣領として秀吉の命を奉じて、風本城の在番を一族に令してゐるのであらう。

（ホ）鶴田氏 鶴田氏に就いて斑島、兩有浦其の外の松浦氏の文書に所見がない。たゞ吾妻鏡寛元三年十二月二十五日の條に、鶴田五郎源馴が、松浦執行源授と、松浦庄西郷内佐里村壹岐泊牛牧の事について争論したことが見えてゐる。鍋島侯爵家所藏に松浦鶴田證文控が一冊あれど、何れも戰國末期の文書のみで、前公在世諸名家寄書と内題があり、鶴田氏宛て龍造寺、鍋島、後藤、大友の諸氏の書狀が集まつてゐるに過ぎないから、其の古い時代の家史は考へようがない。鍋島侯爵家所藏に後藤鶴田文書一冊あり、鶴田氏大河野在城、其の居村は鶴田村外十二村に及んでゐたやうに見えてゐる。松浦昔鑑に大河野村に日有野城あり、松浦黨鶴田大藏、同因幡守等代々在城せることを傳へてゐる。大河野は今大川野と書き、西松浦郡松浦村の北、東松浦郡相知村の南の山間村である。こゝに後藤鶴田とは云つてゐるが、其の名乗りは多く一家名を以てしゐるところを以て見れば、戰國末期に至つて後藤氏に從つて後藤姓に屬したものであらう。其の土着地の位置から考へても、古くは松浦源氏を本姓としてゐたものであらう。故に松浦鶴田、後藤鶴田同系であらう。鶴田馴が松浦授と争論した松浦庄西郷内佐理は、今相知村の内にある佐里であらう。吾妻鏡に佐里村壹岐泊とあるは今相知村の隣村久里村（兩村は相知川を挟んで東西に相接す）の内にある壹岐佐志であらう。而して相知は南に大川野村

に接してゐるから鶴田氏が大河野に在城したといふのは鎌倉時代からの事であることが吾妻鏡の上記の記事に據つて略ぼ明かであらう。鶴田氏の上述の如き土着地の關係から察すれば、同氏は寧ろ大河野氏と同系と考ふべきものであらうか。

鶴田氏と佐志、波多、有浦、值賀等の一黨との家系上の關係は不明である。併し前記有浦の文書に依て、文祿慶長の頃には、全く有浦黨と同列に遇せられてゐる事から察するに、後にはこれも亦佐志黨になつたものであらう。

(へ) 值賀氏 值賀氏に就いても兩有浦文書其の外に所見がないが、其の系統は佐志有浦から分派した家であることは、左の今川仲秋の施行狀ともいふべきものに依て分明である。即ち有浦氏の所領が佐志有浦と值賀とにあつたから、後になつて家が分れて其の值賀を相傳したものが值賀氏となつたのであらう。

松浦有浦女地頭號字子代壽女 申肥前國松浦西郷佐志村内有浦田畠屋敷山野河海四隅塚坪付載本驗、同保志賀(值賀)浦海夫船已下地頭職等事、任去月七日御遵行之旨、沙汰付下地於彼女地頭代、可被執達請取候狀、依仰執達如件

永徳貳年六月八日

駿河守(仲秋)
(花押)

善法寺掃部助殿

山浦出雲權守殿

松浦普鑑に値賀三郎今村を知行す、則ち此所（値賀浦）に居住す、建武の比と見えたり、同建武年中肥後國菊池と合戦して高名を顯はしたる人なりと見ゆ。近世まで値賀文書が遺つてゐたと見える。

(三) 斑島氏と東松浦黨との關係

以上佐志一黨を率ゐる波多氏が後世になつて最も榮えるやうである。則ち波多三河守の家であつて、有浦松浦系圖には、祝一氏女一勇一應一晴純一親一鎮とあり、親から三河守と稱してゐる。いつしか唐津に在城して、上松浦一門の棟梁の如くであつたが、鎮の時に秀吉の爲めに亡ぼされた。鎮の滅亡については俗傳が多く傳へられ、真相は未だ全く考へられてゐないが、今姑く之れを問題外として後日を期しておきたい。波多氏の家系につきては石志氏の條に説く。

さきに斑島氏を考へ、次で佐志一黨の事に及び、こゝに斑島氏と佐志黨との關係を究めたい。前にも述べた通り、兩有浦の文書に斑島文書を混じ、斑島文書の中に有浦文書を混じてゐるから、後世兩家が互ひに親族關係を生じ、所謂上松浦の一黨となつたのである。併し其の初めに於て斑島氏から佐志が分れたものか、佐志黨から斑島氏が分れたものか、又さうした本末の關係は初めから存在してゐなかつたものか、いづれも徴すべき文献がない。

考ふるに斑島は上松浦（東西松浦）郡に屬してゐたか、或は福島などゝ共に、下松浦（南北松浦）郡に屬してゐたか、之れを莊園關係でいへば、宇野御厨に屬してゐたものか、又は松浦莊に屬してゐ

たものか、遽かに判断を下すとを許されない。前に斑島氏の條に引用した探題英時の御教書には、肥前國宇野御厨庄斑島とある。然るに元徳三年十月二十三日附源納の着到狀に「肥前國松浦莊斑島地

〔一〕依京都騷動御事〔一〕令馳參之時」云々とある。探題の公文には宇野御厨莊とし、斑島氏自らは松浦莊斑島と稱してゐる。而して松浦莊から起る佐志其の外の諸氏と、斑島氏との血統の連絡を考ふべき確實なる史料がない(諸種系圖の如き信するに足らず)。又兩者の間にそれを考ふべき所領關係のあることも發見されない。そして斑島氏は上松浦よりも下松浦地方に土地關係を有してゐる證據がある。斑島行覺の文保二年十月日の再言上狀及び元應元年七月日の言上狀に據れば、彼は志佐浦近元名佐々山口田地内四段を有し、御厨執行定、志佐六郎披等と爭論をしてゐるのである。又宇野御厨雜掌某と同御厨檢校職以下の事に就いても爭論をなし、訴訟をしてゐたやうである。之れを斑島が初め宇野御厨の中であつたであらうと思はれることに參酌せば、斑島氏は下松浦黨であつた志佐氏から直接分派したものであらう。それが地理的關係から上松浦の黨内に這入つたのではなからうか。地理的關係といへば斑島の對岸である神部島、呼子、値賀は皆東松浦黨の根據地である。壹岐は文永弘安以後、志佐氏を中心とする下松浦黨の勢力範圍であつたものが、室町時代の初めの頃から、漸く佐志氏が之れに代らうとする様になつた事から考へても、斑島氏が、下松浦黨から離れて、上松浦黨に轉向したと考へるには少しも無理がないやうである。先に述べた通り、斑島氏と志佐黨との家系上又は所領上の關係は發見されないが、行政上の關係は有浦文書に其の所見があり、而して兩者は惣領と家子

との關係にあつたことを示すものである。まづ左の文書を見よ。

肥前國宇野御厨庄雜掌申、檢校以下事、重申狀并御教書如此、任被仰下之旨、早承左右□注進候、

恐々謹言

元徳四年五月十一日

源 巧

謹上 斑島源次郎殿

源巧は波多氏の一系列なる事前記の如くである。さて此の文書は形式から考へれば、宛かも守護か守護代の施行狀ともいふべきものである。或は源巧は東松浦黨の棟梁として守護代の如き資格を以て斑島に臨んでゐるのであらう。又左の如き文書がある。

如去十九日御書下、斑島源次入道行法、被捧誓諾傍例安堵訖、隨而同源六跡、于今沙汰最中之處、

隈小次郎成違亂、云々、仍任御書下之旨、退隈小次郎、打渡行法代官候畢、以此旨、可有御披露

候、恐々謹言

觀應三年九月廿四日

源 聞(花 押)

謹上 御 奉行 所

源聞と巧とは如何なる血統的關係があるものか、一向わからないが、其の守護代の如き地位に於いては同じ様なものである。或は之等は東松浦黨の代表者として守護代の如き地位を保證されてゐたものかも知れない。何れにしても東松浦氏のかうした統制下の一員となつた斑島氏が、自然下松浦黨を脱

して、上松浦黨に黨化せられたものではあるまいか。甚だ興味ある問題であらねばならぬ。

(四) 石 志 氏

石志文書は全部約三十通ばかりあり、平安時代の末から吉野時代に亘つてゐる。それが全部吉野時代の寫しであつて、康永四年十一月十二日沙彌（一色頼行人道々猷）が、之れ等文書の正文を京都に持參するに際し、紛失等の恐れあり、後證の爲め寫本を校正すべきやう石志照の申出でに依て、沙汰する云々といふ裏書きをしてゐる。惜むべし、吉野時代以後のそれにつゞく文書を缺いでゐる。

この文書に據つて石志氏は、恐らく東松浦黨の根本宗家の一つであらうと推定される。以下之れに就いて考へたい。此の文書の最古のものは石志の根元に關するもので、堀河天皇の康和四年のものとなつてゐる。即ち康和四年八月二十九日の松浦久讓狀といふのは次の如きものである。

讓興

三男勝

在松浦郡田島桑垣並船木投等事

波田浦 石志限萬町南繩手嘉部投土毛遍

從大河野道至貴子山可爲船山

右件所々、爲停止久非常之後相爭、存生之時所讓與物也、仍所定行如件

康和四年八月廿九日

宇野御厨檢校散位 在判

此の文書は松浦久に關する多くの松浦系圖の誤りを正すべきものとして、吉野本松浦系圖には、この文書に依て、久が綱の子として、久安元年初めて鎮西に下る等の説を否定してある。それとはにかく右久の三男勝への讓狀の外に、同年九月二十三日附けの處分狀といふものも存してゐる。

處分

三男源勝宛給田地事

波田浦 四至（中略）

船山 四至（中略）

石志浦 四至（中略）

神戸島（前記讓狀に
嘉部とあり） 軒浦（前記讓狀には
土毛とあり）

右久非常後之相論爲令停止、存生之時處分如件

康和四年九月廿三日

散位 源 在判

二男 散位 源 在判

右二通の文書に據り、久は三男勝に讓つた東松浦郡内諸所の所領が明瞭である。此處分に從ひ、勝が石志に入部して、石志氏と稱したものであらう。同じ内容の讓狀が、僅か一箇月ばかりの間に二通も書かれてゐるのは、少しく解し難い所である。そして後のものは、前のものに少しも言及してゐない。又處分と題し、何某宛給田と次第したのも、普通の處分狀の形式と異つてゐる。又前のものゝ田畑

目錄に石志と土毛の四至の書き方が變である。要するに此の二通は遽かに信じ難きものあるやうであるが、既に康永以前のもので、石志の歴史の明かな頃、何か訴訟の爲めの必要等に依て作られたか、或は手を加へられたものかとも思はれる。之れを嘉應元年（康和より六十餘年後）十二月四日、源在判より、石志二郎に宛てた所領の讓狀に比較するに、其の所領目錄は「波田、並石志遍、加部、土毛事」とあつて、康和のそれと同様であるから、若し僞作したとしても此の時代の事實を基礎としたと見なければならぬから、今姑く之れを參考することとした。

之れ等の史料に據れば石志氏は下松浦黨の中心勢力であつたと思はれる宇野御厨の檢校職を相傳してゐた松浦久の子勝が、宗家から其の東西松浦郡内の若干の所領を與へられて、其の地に入部分家したものであらうと思はれる。扱て此の嘉應の讓狀の次に存する讓狀は下の如くあるのである。すなはち承元元年閏四月十日源登、源壹連署の讓狀であつて、それには石志、土毛、大粉とあり、大粉は之より先他より處分を受けた證文がある。かくて新に大粉が目錄中に加はつてゐるが、波田、加部の二地が失はれてゐる。次の建長四年三月二十七日の潔と「かなふ」連名の讓狀には「合ニケ所者いし、とも」とあり建長の讓狀の目錄の通りである。次の文永十一年十月十六日の兼の讓狀にも「石志土毛間事」とあり、次の建武三年三月三日在御判の讓狀には、「まつらのさいかういし、のむら、とも」のうら、ぶんごのくにくんこうのち」とあり、豐後の所領新加については弘安十年の幕府の下知狀がある。次の曆應二年四月二十九日の沙彌定阿の讓狀には右の三所の外に肥前安富庄内及び同國河副庄

内の二所を加へてゐる。この二所は曆應以後の勳功地であらう。この讓狀の以後は全く文書を缺いてゐる。

右代々相傳の文書に據り、嘉應以後承元以前の相傳の際、波田浦及び神戸島の兩地が石志氏の宗家以外に讓渡されたものであらうと思はれるが、今之れに關する文書は傳はらない。さきに佐志氏が波田を波多氏に傳へたものであらうと述べ、そして此の相傳により、波多氏は佐志氏から分派したものであることを推定したやうに、佐志氏は波田村を石志氏から傳へたものと推定せば、此の土地相傳の關係により、佐志氏は石志氏から、分派したものであらうことを推定し得るやうである。同様に神部島も佐志氏に傳はり、更らにそれが、前に述べた通り、佐志氏の分派の一つである有浦二家の中の一家に相傳せられたものではあるまいか。たゞかく推定するに就いては、一の支障がある。それは石志氏の所領中に佐志の地名のない事である。併しこれは、波多浦とある中に、佐志が含まれてゐたと解する事も出来る。

猶ほこゝに附言すべき事がある。石志の文書に文永の役に於ける貴重な文献のあることである。さきに述べた文永十二年十月十六日の兼の德狀の文中に、

蒙國人之合戰仁、嫡子二郎をは相具^天むけ候あいだ、息災にてもどらん事も、ありがたく候へば、れうしにあてゝ、所領のつぎせしむるところ也、若又二郎いのちいきたらんにおきては、一後^四のほど、すこしのさまたけあるべからず(前後略)

とあり、文永役に關し諸家文書は徴すべきもの甚だ少いのであるから、此の文献は誠に貴重といふべく、十月十四日賊壹岐を侵し、翌日守護代平景隆が討死した。之れ等の戦禍を知つた兼が決死の出陣をなし、恐らく十六日陣中に於て此讓文を書いたものであらう。伏敵編所收八幡愚童記に類従本及び筑紫本八幡愚童記には見えない。「十六日十七日（文永十一年十月）平戸、能古、鷹島邊の男女多く捕らる、松浦黨敗北す」の文句は後人の加筆であつて、事實を誤つてゐるのは此の文書に依つて明白である。

更らに興味あることは、右文永十一年の兼の讓狀の裏に兼が再び保證の文を書いてゐる。其の文に又かやうに、ゆつりたてまつりてのち、たといいづれの子なりといふとも、四郎よりほかは、たぶべからず候

弘安四年 辛 閏七月十六日

源兼在判

とある。弘安四年閏七月十六日といへば、蒙古を全く撃退して既に一週間、こゝに文永の蒙古合戦の前にして書いた讓狀に再び保證をしてゐるのは、覺悟の命が助かつたので、かうした戦後の處置をなしてゐるのであらう。弘安の役の勳功として賜つたものか、左の如き御教書が石志文書にある。

肥前國松浦庄領家職事、付地頭、知行之分、各可沙汰于地頭之狀、依仰執達如件

弘安八年十一月二十五日

相摸守御判

陸奥守御判

之れに關し、翌弘安九年二月九日附、石志四郎宛て、沙彌在判の施行狀が同じく石志文書にある。この事實は松浦黨を上下に區別して考へらるべきものであることに就いては、斑島氏の斑島の請所となつた事等と併はせて、貴重な事實である。猶ほ後に言及したい。此の際進んで石志氏の東西松浦郡に散在してゐた所領は松浦莊内に屬してゐたことを注意して置きたい。それは石志氏が松浦莊の領家職を附せられてゐる點でも明瞭であらう。こゝに領家職といふが全莊の領家職ではなくて、石志氏の所領に限られた莊の領家職の意であらう。東寺文書元徳三年四月日、最勝光院所司の訴狀に據れば、同莊の本家は最勝光院で、本家料百二十石である。然るに異國要害の爲め、地頭等一圓管領するに至つた。既にして正中元年當莊は東寺に附せられたが、爾來地頭は本家役を横領するに至つた、云々と見えてゐる。かく當莊の本家は最勝光院から東寺と相傳せられてゐるが、領家は誰であるか不明である。或は平氏が領家職を有してゐたのが、其の滅亡とともに、本家に歸してゐたのを弘安の役後、其の領家職が復興せられ、それを勳功の賞として莊内の地頭につけられたこと石志氏の如きものがあつたのであらう。それを最勝光院所司の訴狀に異國要害の爲め、地頭一圓管領すとあるのであらう。石志氏は鎌倉時代には（少くとも正元以前）石志の地頭であり、同時に松浦莊の莊司に補せられてゐた。曆仁元年十二月日の最勝光院の下文がある。文に源潔右人任證文道理所補任如件」とある。

(五) 相知氏と大河野氏

松浦文書類に吉野時代の相知文書が十數通ばかり收めてある。それは松浦相知小次郎入道蓮種賀及び其の子同孫太郎（後治部左衛門）秀に關するものである。之れ等の文書を見ると、此の父子は元弘三年後醍醐天皇の綸旨を奉じて擧兵し、後には武家方となつて活動した跡が、了解された。併しこゝに究めやうとする其の家系や他の松浦黨諸家との家系上の關係等は一切分明でない。たゞ左に示す幕府の下文に據つて、一族が相應に擴がつてゐたことだけは明らかである。

（花押）（足利尊氏
ならん）

下 松浦相知孫太郎秀

可合早領知、肥前國松浦西郷相知村内、小太郎直跡加熙子分定 同三郎入道蓮種跡、同左衛門五郎入道

覺圓跡、彌十郎清跡地頭職事

右爲勳功之賞所宛行也、早守先例可致沙汰之條如件

觀應元年十月十九日

如何なれば一族の跡として、秀に對して直、蓮種、覺圓及び清等四人の分が、加恩せられたか、其の事情は知るよしもないが、それは今こゝでは多く問ふ所でない。相知の一族が多く分立して、それ〴〵地頭の名を號してゐた事を知ることをして満足するものである。永和三年三月十二日探題今川了俊が大野野の土地の事に關して下した御教書の宛名に、相知美濃守、相知中山備前守とあるものが、伊万里文書に見えてゐる。

東松浦郡湊村潮音寺所藏文書として、佐志の舊庄屋岸田氏の書類の中に次の如き文書がある。又東松浦の馬場村妙音寺は相知築地氏の菩提寺であつて、正平十五年に賜はつた勅願寺の繪旨等が太宰管内誌に見えて居る。

下松浦相知築地孫十郎正

可合早領知肥前國伊佐早庄内福田村拾町立石孫三郎跡同國松浦神田吉丸六郎跡五町、同國晴氣庄内垂井

村壹町、納所又三郎跡地頭職事

右以西多久小次郎、納所三郎跡、替爲勳功之賞所宛行也、早守先例可令領掌狀如件

觀應二年十二月廿五日

源朝臣(眞々)(花押)

之れ等に據て相知氏の分族には、相知中山姓あり、相知築地姓等があつたのであるが、前の直、清、蓮種、覺圓等もそれ／＼相知何々と號する家々の人々であらう。今東松浦郡の西南部に相知村あり(相知といふ鐵道驛もある)唐津から小城、佐賀方面に通ふ要衝を占め、松浦川の流域に位してゐる。相知氏はこゝに土着して、東松浦黨の南の抑へであつたらしい。惜しむべし其の系統を明らかにすることが出来ない。けれども東松浦黨の他の家々に比べて、朝廷や武家方、殊に朝廷より相當重んぜられた家であることは、前記の相知文書に據て知られる。即ち當時繪旨を賜はつたこと少くとも三度に及んで居り、又雜訴決斷所牒が同氏の新勳功地の爲め、筑後國守護所に發せられてゐる。

こゝに相知の北隣大河野の大河野氏一族中に起つた土地の争論について、相知氏も關係せしめられてゐることがある。伊万里文書に據れば永和年中伊万里中務承貞の所領である大河野對馬入道聖本の跡、大河野村の内向村に對し、大河野豊前守有尙が違亂をなしたことがあつた。同二年今川了俊が有尙に令し、之れを止めんとし、同三年三月十二日又相知美濃權守、相知中山備前權守に令し、之れを止めしめんとし、同年五月十九日又相知美濃權守に同様の事に就いて、嚴しく命令してゐる。伊万里氏は室町時代の中頃以後に於ても、此の所領を全うしてゐた。(伊万里文書)伊万里貞と大河野豊前との争ひに、相知氏が關係せしめられたのは、如何なる理由の存するものであらうか。或は相知大河野皆同族であつたが故に、了俊は特にこのはからひを爲して、相知氏をして大河野豊前を制せしめたものかも知れない。

(六) 其の他の諸氏

中村文書建武三年六月日、中村孫四郎入道榮永の言上狀には同年五月筑後國鳥海合戰に参加してゐることは、松浦寒井八郎、同(松浦)中嶋孫次郎等見知するところとある。然れば寒井中嶋等の松浦黨も此の戰に参加してゐたのであり、彼れ等は何れも當時相當な松浦黨の家々のものであつたことがわかる。今東松浦郡久里村字双水^{サウヰキ}あり。

石志文書正元二年三月二十九日將軍家政所の下文及び文應元年六月十七日守護所の施行狀に據れ

ば、當時御家人山田四郎種と鴨打源次集とが、鬭争したことが見えてゐる。山田は果して上松浦黨の一家であるか、どうかはわからないが、鴨打は以後長く榮えた家らしい。海東諸國記に波多氏等と共に壹岐を分治するとあるのも、此の家である。家の文書は勿論傳はらず、僅かに他家の文書に其の名を遺してゐるに過ぎない。

太平記に延元元年の多々良濱の戰に松浦神田等が菊池勢に屬して搦手にあり、戰はずして早く敗退したことが見えてゐる。神田も上松浦黨の一家にして唐津町の西南に其の根據地神田村あり、松浦昔鏡に、神田五郎は下神田館に住む、松浦黨の隨一なりとまで傳へてゐる。

斑島文書に日高文書が二通ある。

それは一色頼行（文書の符箋に據る）の日高八郎に宛てた感狀二通である。

直冬以下凶徒退治事、去年十月二日、打越長州以來、迄干今致忠節之條神妙、可注進京都也、仍執達如件

觀應二年九月十日

沙彌（花押）

日高八郎殿

他の一通は同年十月三日附筑後合戰の感狀である。

先にも述べた通り日高氏は海東諸國記に壹岐を分治した四人の一人に數へられてあり、松浦家舊記壹州神社棟札といふ條に、天滿宮の棟札に大檀那正守護日高甲斐守とあるやうに見えてゐる。松浦昔

鑑に波多殿内にて甲斐守（日高）大名也、壹州城代を持つ等の記事あり、其の外日高大隅守の墓、日高和泉守の大曲村にある館址等の事を録し、松浦黨なることを附記してゐる。猶本書には日高は宗任三男より出づと傳へてゐる。竹崎季長の蒙古襲來繪詞の繪に季長等と一緒に日高三郎（年三）とあるも此日高氏であらうか。今日向に日高姓が多い、或は日高三郎は日向方面の者か不明である。

の日高かこの日高か分明でない。

以上諸氏の中で鴨打、中島、日高等の諸氏名の起原となつたと思はれる土地名が、東西松浦郡の中には發見されない。鴨打は或は筑後蒲知ではあるまいか。恐らく他から家名を持込んだ松浦源氏以外のものであつたらう。それが下松浦黨の場合に述べた通り漸時源氏化したものであらう。而して之れ等を除いては大方二黨に分つことが出来るやうである。其の一は石志、志佐を中心として分派し、又は分派化せられたるもの、他の一は相知大河野鶴田の一黨である。而して之れ等兩黨のものは更らに一つであるかどうか、考へを進めなければならぬ。